

全員協議会次第

令和元年6月25日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田議長

3. 協議事項

- (1) 三芳町議会基本条例について
- (2) 三芳町議会議員政治倫理条例について

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会
- (2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:13)

小松副議長

令和元年6月25日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 内藤美佐子
議員 山口正史
議長 井田和宏

議員 鈴木淳
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
副議長 小松伸介

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、これより全員協議会を始めたいと思います。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

6月定例会が無事に終了いたしました。私も初めての定例会を迎えるに当たって、大変緊張感を持って迎えさせていただきました。ほっとしたいところではありますが、なかなかそうもいなくて、いろんな行事等に参加をさせていただいておりますし、また議長としていろんな公務もありますので、ほっとできない状況ではありますが、ただ皆様方もそうだと思いますし、6月定例会が終わったからといってほっとできる状態ではないのかなと思っております。天候が不順なこともあります、お体には十分注意をされて議員活動、議会活動に臨んでいただきたいと思います。

本日は、議会基本条例と政治倫理条例の研修会ということになります。これは議会基本条例第22条第2項に基づくものでありますけれども、新しく議員になられた方はもちろんこと、またそれ以外の議員の方においても、今回の研修会が実りの多い研修会になることをお願いを申し上げます。

言葉は足りませんが、一言開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

◎三芳町議会基本条例について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、3の協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、先ほど申し上げたとおり、今回の協議事項は三芳町議会基本条例について、そして三芳町議会議員政治倫理条例についてということになります。この2つの条例についての研修会をこれから行いたいと思います。

この研修会につきましては、議会運営委員会にお任せをしておりますので、議会運営委員長のほうにお任せをいたしますので、菊地委員長のほうでよろしくお願いいたしますと思います。

では、暫時休憩して、よろしくお願いいたします。

(午前 9時32分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前 9時33分)

○議会運営委員長（菊地浩二君） それでは、皆さんおはようございます。ただいま議長からありましたように、議会基本条例と議会議員政治倫理条例の研修会ということで議会運営委員会が仰せつかりましたので、始めさせていただきますと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、これは議会基本条例第22条第2項に基づきまして、一般議員選挙後にこの条例の意義というか、条例そのものを皆さんに浸透していただく、理念を共有していくために研修会を行うものであります。4年ごとに行っていますが、この条例をつくったときにいた議員は今4名となっております、ふえることはない。これからどんどん減っていきますので、いなくなった後もこの理念を引き継いでいただくということも含めまして、前回からこの条例策定に携わっていない議員が説明等をさせていただいております。なので、4年後は皆さんがやるという前提のもと、ご自身がやることを前提にこの研修会を聞いていただきたいというふうに思います。自分が4年後新しい議員等にちゃんと説明できるように、今回の研修会でしっかりとこの基本条例、政治倫理条例を学んでいただきたいというふうに思います。

あわせまして、これまで三芳町議会、いろいろ議会改革に取り組んでまいりましたけれども、そういったことも含めてご説明をまずしたいと思います。

最初に、まずは全体のこの議会改革の流れから始まりまして、その後基本条例の説明を久保議員から、議会基本条例の説明が終わった後、質疑、応答します、基本条例について。その後に小松副議長から議会議員政治倫理条例の説明をしていただいて、その後質疑応答したいと思います。その後もし何かありましたら、全体的なことについて質疑応答があればお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。時間はなるべくコンパクトにということも考えておりますので、ただわからないところはどんどん聞いていただければ、この条例作成に携わった議員もおりますので、議会運営委員会のほうでしっかりと説明をさせていただきますと思います。

では、まず最初に議会改革の取り組みの経緯と状況というところからごらんいただきたいと思います。三芳町の議会改革が始まったのが平成19年7月20日です。そのときの町長から、「新しい議会システムへの要望書」というのが議長宛てに提出をされました。これは簡単に言うと、執行部に反問権を付与してほしいという要望であります。

この反問権を付与してほしいということですが、まずそもそも反問権とは何だということから議会運営委員会のほうで調査研究をしました。それが10月23、24日で、埼玉県宮代町と当時の宮城県本吉町、今の気仙沼市に合併されているところですが、そこに視察研修に行きました。この2つの議会が住民にわかりやすい開かれた議会を行っているということで、この研修を受けて、三芳町も住民に開かれた議会をつくっていかう、わかりやすい議会にしていこうという意識を持ちました。

それが12月11日、全員協議会で、この議会改革を進めるということで意思の統一というか、合意をいたしました。

平成20年4月14日、2ページになります。町長からの要望書に対して回答をします。それまでについては、後でごらんいただきたいと思うのですが、反問権につきましては要は合意がまだできないと。反問権を付与してもいい、付与すべきではないという意見が両方ありましたので、現状では付与できない。ただ、今後議会改革を進めていく中で検討を続けていくという回答をしております。

その年の7月10日、11日、福島県の会津若松市議会、それと三春町議会のほうに視察に行きました。会津

若松市議会のほうで議会基本条例と、あと政治倫理条例の策定に取り組んでいたということもあって、こちらのほうに視察研修に行きました。そこで、三芳町でもこの議会基本条例、政治倫理条例の策定が必要であろうということで議会運営委員会のほうで考えまして、これから基本条例の策定に進んでまいります。

そして、議会運営委員会のほうでも、それまでもいろいろやっていることがたくさんありましたので、策定については特別委員会をつくって専門的につくっていただくということで、平成21年4月の臨時会におきまして議会改革特別委員会、8名から成る特別委員会を設置をいたしました。そこでこの2つの条例案の策定に向けた協議を進めていくということになります。

7月13日ですけれども、第3回目の議会改革特別委員会でお隣所沢市へ所管事務調査を行いました。その中で、所沢市も先進的な議会でありまして、その所沢市議会から法政大学の廣瀬教授の存在を教えてくださいました。この廣瀬先生からいろいろアドバイスをいただくということで、まず学習会もやっていただくということで話がまとまりました。

その学習会が10月3日に行われました。藤久保公民館で夜19時から21時で、議員を含めて63名です。廣瀬先生に「自治体議会改革の課題と議会基本条例の意義」ということをテーマで講演をしていただきました。これについて参加者からのご意見というのをこの巻末のほうに書いて添付してありますので、こちららも後でごらんをいただきたい。おおむね好評だったのかなというのが見てとれるかなと思います。

その後、ちょっと飛びますけれども、5ページ目ぐらいですか、平成22年3月25日に素案がまとまりました。それを29日の全員協議会にかけて、全議員で了承したということになりまして、4月6日から5月5日まで議会基本条例と議員政治倫理条例案についてパブリックコメントを実施をいたしました。その質問とそれに対する回答というのは、今添付、皆さんに配付しているとおりでございます。

5月21日に、26回目の議会改革特別委員会でのパブリックコメントに対する回答と見直し等について協議をして、6月1日、全員協議会で最終確認をいたしました。

そのときの定例会最終日、6月11日に発議をいたしました。議会基本条例、議会議員政治倫理条例、あともう一本、これは議会議員政治倫理条例の中で政治倫理審査会というのがあります。その審査会の特別職ができますので、特別職の報酬と費用弁償に関する条例の改定もこのときに行っています。3本の発議をして、全て全会一致で可決をしたという状況であります。

これまでざっと駆け足で見てきた経緯でありますので、この後基本条例、政治倫理条例、こういった内容なのかというのをそれぞれご説明をいただくということになりますので、何かありましたら、そのときの質疑応答でお願いしたいと思います。

では、まず最初に久保議員から議会基本条例についての説明をいたしますので、よろしく申し上げます。
○議員（久保健二君） 皆さん、おはようございます。今回説明者のほうを仰せつかりました久保です。私も皆さんと一緒に4年前にこのような研修会を受けさせていただいているので、また改めて勉強をしながらご説明をさせていただければというふうに思います。

それでは、早速ですけれども、議会基本条例について説明をさせていただきます。お手元に事務局のほうより条文と解説が記載されております資料のほうをご用意させていただいておりますので、そちらをごらんになってお聞きしていただければというふうに思います。

まず、議会基本条例ですが、2006年5月に、全国で初めて北海道の栗山町議会で議会基本条例が制定され

たというふうに言われております。その後約4年後になりますけれども、2010年6月に三芳町議会でも議会基本条例を制定いたしました。

2017年4月の時点になるのですけれども、2017年4月時点では全国で797自治体、約44.6%の自治体で議会基本条例が制定をされております。内訳といたしまして、政令指定都市が16自治体で80%、市が461自治体で59.8%、町村は287自治体、31%となっております。議会基本条例の制定の必要性につきましては、この後説明の中でお話をさせていただければというふうに思います。

議会基本条例につきまして、前文があり、1章から10章、そして附則として23条から成り立っております。

まず、前文でございますが、議会の基本理念を定めたものですので、こちらをまず読ませていただければと思います。「地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、地方自治体における意思決定、事務執行の監視等、議会の権能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。議会は町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民との協調の下、まちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性、公平性及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿をここに定めるものである」と記されております。議員も町長も直接選挙によって選ばれた町民の代表であり、対等な立場で相互を監視し合い、正しい方向に進むよう調整をしていくことを二元代表制と言われております。国の議院内閣制とは異なるということだけをまず理解をしていただければというふうに思います。この議会の役割を改めて考えれば、与党も野党もないということがおわかりになるかなというふうに思っております。

次に、1章の総則では、1章の総則について第1条で目的を定めております。目的では基本事項を定め、「議会及び議員の活動により、町民福祉の向上及び豊かなまちづくりを実現することを目的とする」と記されております。

第2章の第2条につきましては、議会の活動原則が記されており、公正性、公平性、透明性の確保であるとか、政策立案機能や監視機能の強化がうたわれております。(5)では、「開かれた議会を目指すため、議会改革を継続的に推進する」ということがうたわれております。

また、第3条では議員の活動原則がうたわれており、内容といたしましては、議員間の自由討議を重んじる、自己の能力の研さんに努める、(3)では「議会の構成員として、一部の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること」が記されております。我々は一部の地域や団体の代表でないこと、町全体の代表、町全体を捉えた中で議員活動をしなければならないということをうたっておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

次に、第4条の会派では、「政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する」、「会派は、政策を実現するための政策集団として活動し、その役割を果たすもの」ということが明記されております。

第3章では町民と議会の関係が明記されており、第5条、町民参加及び町民との連携ということで、「議会は、その有する情報を積極的に町民に発信し、説明責任を十分果たさなければならない」とあります。町民と議会の関係を理解した上で、我々が知り得た情報等を積極的に公開し、開かれた議会を目指していかなければならないということがうたわれております。そして、議会は、常任委員会、全員協議会、特別委員会ほか、議会が主宰する会議を原則公開とするということが記載されております。委員会の運営に当たっては、参考人制度や公聴会制度を活用しながら、積極的に町民の意見や考え方を取り入れようということが明記さ

れております。また、議会は議員と町民が自由に意見交換を行う場を設置し、町民の多様な意見を把握するとともに、市民参加の推進に努めるものとあります。これは、議会報告会や各種団体と行っている井戸端会議を開催することにより、意見交換の場を持つようにしております。5では、町民からの請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては提案者の意見を聞く機会を設けるものとする明記されており、これが町民参加及び町民との連携であります。

第6条には議決責任等、議決責任について記されておりますが、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、地方自治体として意思決定、政策決定したときは町民に説明する責務を有することになります。議会の議決がなければ執行側は政策や条例を実行できないということからも、その責任は非常に重いと考えています。そして、その決定も含めて、どういう理由で可決したのか、また否決したのかを町民に説明する責任が議会にはあります。その責任を果たすために、「前2項の責任を果たす方策として、全議員の出席の下、町民に対する議会報告会を年1回以上開催する」というふうに書かれております。ことしにつきましては、10月に開催する予定でございますけれども、これまでは4月に当初予算の審議の結果も含め、報告をさせていただきます。

次に、第7条、附属機関の設置であります。「議会は、調査又は審査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる」とあり、附属機関を議会独自で設置をして、政策決定に役立てることができると定めております。

次に、第4章、議会と行政の関係での8条には、議員と町長等執行機関の関係であり、執行側との関係を保たなければいけないということが書かれています。(1)では、「町長等の委員会への出席は、議長の要請によるものとする」、これは、議長が要請をしなければ町長等執行側は委員会には出席できないというふうなうたわれております。執行側が委員会などに出席してしまうということは、やはり議員間の言論の府である自由討議、自由な言論、話し合いの場、討議が妨げられるという危険性もありますので、むやみには町長を呼んだりできないということになっております。

(2)では、「本会議における質疑及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う」というふう明記されております。

(3)では、反問権ではなくても、論点整理のため聞き返しをすることができるということが書かれており、公文書の提出、情報の提供を積極的に町長等に求めることも定めております。

次に、第9条、議会審議における論点情報の形成では、「議会は、町長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるもの」と書かれており、臆測とかではなく、情報を共有した中での議論が大切だということで、6つの項目について資料提出を求めるように定めております。また、2は「予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるもの」となっており、同様にわかりやすい資料の提出を求めています。

次に、第10条では、予算及び決算における政策説明となっております。これも同様に、「予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長等に求めるもの」となっております。

第11条の議決事項の追加では、議決事項とは、地方自治法第96条第1項に定められています。議員必携に

も議決事項一覧というものがございますが、非常に多くの議決事項が定められております。その中で議決すべき事項を追加することができるように定められており、基本的に議決すべき事項のほか、3つの議決事項を追加するとされております。1点目が地方自治法第2条4項の基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することになっており、地方自治法の改正によって基本構想の策定義務はなくなりましたが、三芳町の基本構想の策定に関する条例を定められており、その2条では、町は、総合的かつ計画的に行政運営を図るため、基本構想を策定しなければならない、3条といたしましては、町長は、基本構想を策定し、または変更するときは、議会の議決を得なければならないとなっておりますので、それに基づきこの議決事項の追加1番目といたしまして、基本構想の策定、変更又は廃止に関することとなっております。基本構想というのは総合計画のことであり、総合計画は大体基本構想、基本計画、実施計画、この3部構成になっているパターンが多いので、これは総合計画のことを指しております。

次に、(2)、2番目は、都市計画法第18条の2の都市計画に関する基本的な方針の策定、変更または廃止に関する事項となっております、これは都市計画マスタープランのことを指しております。この策定、変更、廃止に関しましても、議決事項の追加というふうになっております。

3番目に、地方自治法第221条第3項に規定する法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関することというのはどういった法人に対する出資かといいますと、借入金の元金もしくは利子の支払いを保証し、または損失補償等を行う等、その者のため債務を負担している法人に出資をすることについては議決事項の追加として定めております。

第5章、第12条の議員間の自由討議と合意形成では、議会は言論の場でありますので、議員間の自由討議等を基本とした運営を行わなければならないということが定められております。むやみに執行側、町長や執行機関に出席要請をすること等を禁じております。少数意見を尊重し、議員間の自由な討議により議論を尽くし、合意形成に努めるものとするということになっております。

次に、第6章、第13条の委員会の活動では、議会が主催する委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会は、原則公開であります。そして、その審査に当たっては、資料を積極的に公開し、討論の内容が町民にわかりやすくすることを定めております。

第7章、第14条の政務活動費では、1カ月5,000円掛ける12カ月、年間6万円が個人に支給をされております。三芳町議会といたしましては、政務活動費の使い道、用途をほかの議会よりは狭めた形で使うようにされております。その透明性を確保するために、収支報告書、領収書等の証拠書類をホームページ上で公開をしております。また、領収書等は1円からすべての領収書を添付しており、町民から指摘を受ければ、その議員個人が説明責任を負う形になっております。

次に、第8章、議会及び議会事務局の体制整備の第15条では、議員研修の充実強化がうたわれております。議会の能力を高めていくこと、並行して議員個人の政策形成や立案能力を向上させるということも重要で、議員の研修の充実強化をうたっております。

第16条では、議会事務局の体制整備ということで、議員だけでは条例をつくったりすることは難しいこともあり、事務局の力が大変必要となってまいります。このような体制を整備していくことが第16条では定められております。

第17条の議会図書資料室の利用では、議員のみならず、誰でもが議会図書資料室は利用することができる

と定められております。

次に、第18条の議会広報の充実では、各議員の賛否表というものを議会だよりの中で掲載をし、公開しております。2項では、「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるもの」となっており、議会広報広聴常任委員会が設置され、議会広報活動を行うと定められております。

第9章では、議員の政治倫理、身分及び待遇ということになっており、第19条では議員の政治倫理についてうたわれておまして、「政治倫理条例を遵守しなければならない」といったことが定められております。

次に、第20条の議員定数は、三芳町議会議員定数条例で定められております。この議員の定数の改正に当たっては、各種情報を収集し、町民の意見を聴取した上で、地方自治法の規定に従って議案として提出することと定められております。

次に、第21条の議員報酬では議員報酬についてうたわれておりますが、議員報酬は、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところによる」となっております。議会といたしましても、昨年7月に神奈川県葉山町への視察、8月には議員報酬に関する町民との意見交換会、その後議会から町長に対しまして報酬審議会を開催する旨の要望を議会運営委員会へ提出させていただいております。

次に、第10章の最高規範性を見直し手続の第22条では、「議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない」というふうになっております。議会基本条例が議会における最高規範であるということが定められております。

2項では、「議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない」とありますが、その研修が本日となっております。

次に、第23条の見直し手続では、議会は、(1)の一般選挙を経た任期開始後、(2)、議会が必要と認めた場合のいずれかに該当するときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとなっております。

以上、第1条から第23条までを説明させていただきました。

私からのご説明は以上となります。ありがとうございました。

○議会運営委員長（菊地浩二君） お疲れさまでした。

では、まず議会運営委員会の委員さんから補足説明等があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 大丈夫ですか。

ちなみに、特別委員会は8名でつくりまして、第5回目ぐらいですか、部会というのを分けています。議会基本条例の部会と政治倫理条例の部会、その部会長が山口議員と内藤議員だったと思います。なので、何を聞いてもちゃんと答えられると思いますので。

では、補足説明大丈夫ですか。

では、皆さんのほうから質疑等あればお受けいたしますが。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ご説明ありがとうございました。この第8章第16条のところの議会事務局の体制整備ということで、「議

会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める」ということが記されておりますけれども、具体的にどのようなことをやってきたのかというのがちょっと今思いつかなかったのですが、もし何か既にやっているようなことがあればご説明お願いしたいと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） まず、1つとしては事務局の研修ですか。幾つか研修等も出られていると思いますが。

では、事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、お答えいたします。

全国の議長会の主催で研修等が行われておりますので、そちらへの参加であるとか、あとは郡で議会事務局の研究会を組織しておりますので、そちらでの意見交換会であるとか、そういった形で事務局の向上ですか、その辺を努めているところであります。

以上でございます。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと、1つとしては事務局職員減ってしまったのですよね。できれば、業務量からすると人員増加が望まれるところではあるかなと思います。

ほかには何かありますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

説明をいただき、一つ一つ勉強だなと感じております。今お話をいただいた中で、第3章の第5条の4項目のところの「議員と町民が自由に意見の交換を行うことができる場」としてということで、市民参加の推進の中で、議会報告会でしたでしょうか、が今年度は10月に開催ということで先ほどお話をいただいた中で、その声は後ろのページのほうに網羅はされておりますが、さまざま今選挙を行っても、投票率が徐々に徐々に下がっていくような関心の低下みたいなのを感じるのですが、この議会報告会は複数回開催されているのかどうか。そして、複数回だとすれば、それが傍聴者というか、参加者というか、ふえているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、この経緯と状況で、平成21年4月に初めて議会報告会を開催いたしました。3ページ目ぐらいですか。上のほうになります。一般住民の参加が36名、3会場で行って36名、A4縦のやつです。で行っています。何回か同じような形で実施をしてきましたけれども、参加者の伸び悩みというか、皆さん同じ方がずっと来られるということもあって、もっと広く求めなければいけないということで、報告会のやり方自体も変えていったりとか、今そういった状況です。

あと、その報告会、最初は議会報告会という形だったのですが、軽井沢町議会に行ってふれあい座談会という形にすると、報告だけだとなかなか来ないので、座談会という形にすれば意見交換というイメージになるかなということで、名称を少し変えたりしています。

あと、開催の仕方、同時開催とかもしていたのですが、3会場で別々の時間に行ったりとか、いろいろ工夫はしていますが、これはどこの議会も一緒なのですが、固定化しているということと、参加者が伸び悩んでいるというのは、同じ、共通の課題なのかなと思います。

あと、議会報告会だけではなくて、井戸端会議というのもやって、団体の方と、議会報告会は不特定多数の方が参加していただく、井戸端会議というのはある特定の団体と議会と話し合いをしましょうということ

で、行政区の方とかと実施をした経緯もあります。

なるべくこういった形をふやしていこうとしてはいますが、井戸端会議とか、あと会社訪問とかもした経緯もあります。なかなか三芳町議会忙しくて、スケジュールに入れることもなかなか難しいというところで、井戸端会議とか会社訪問なんかは今は、最近は実施していない状況です。

ほかに何かありましたっけ。住民との。

投票率に関しては、まずハードの面では、一般質問等で投票所をふやしたり、行きやすい投票所をつくったりとか、あと期日前投票をもっと住民のいる場所でという提案等はずっとしてはいますけれども、なかなか人的に難しいというのがいつもの回答かなと思っています。

大体以上のところだと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかには何かご質問等がありますでしょうか。あと、質問だけではなく、意見等もあれば。ここはどのようなのだとか、変えたほうがいいのでは。なし。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 研修会ですから、いろいろ。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

当時間長く議論をして、こういうふうな策定をしていったわけですが、その当時の委員会でもちょっと述べたことなのですから、これは議会運営委員会でもちょっと論議することなのかなと思っていたのですが、今ちょっと委員長のほうからいいということなので、4ページの第12条なのですから、「議長は、町長等に対する委員会への出席要請を必要最小限にとどめるものとする」とありますけれども、これは必要最小限という最小限はなくて、必要ならば出席をしてもらおう、必要なら出席をするというような、「最小限」というのは、ここで議会のほうでこういうふうな町長の出席が必要かもしれないのに、「最小限」という言葉があったら、やっぱり参加が遠のいてしまうと思うのです。ですから、私は、必要があれば出席をしてもらいたいと思っていますので、この「最小限」という言葉を取って、必要ならば出席すると、そういうふうなことの文言に変えたほうがいいというふうに思っております。その辺もまた検討していただければと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） これにつきましては、4年前も同じ議論だったかなというふうに思います。実は、これで、では必要最小限だから呼んでいないかということ、委員会でも必要であれば呼んでいる状況があると思うのです。ただ、タイミングとして合わなければ、もう少し後にずらしてということはあるかと思いますが、呼ぶべきところを呼ばなかったというのはこれまでもなかったという認識で、4年前も、このままで大丈夫なのではないかという結論に至ったかと思いますが、ですよね。あくまでも議員間の討議というのが最重要であるということを強調するための言葉ですので、必要であれば呼びますし、まずは議員同士の、委員同士の議論をしましょうというところでの条文になっているということをご理解いただきたいなと思います。条例策定するときからこの点にはずっと同じように答弁していたと思うのですが、状況は変わらなければ特に。呼びたいのに呼ばなかったとか、そういう状況が発生したらまた別ですが、今のところはしっかりと執行部の意見も聞いていると思いますので、特に。これまでの流れを考えると、このままで大丈夫なのではないかなと思っていますが、皆さんの中で必要であれば協議等をすべきかなと

も思います。

突っ込んだ内容については、今話もありましたけれども、23条で見直し規定があります。これについては議会運営委員会で行うものとしてなっていますので、この研修会を受けて7月に見直しの協議をすることになっていますので、必要であればそのときに見直しというのも考えたいと思います。

ほかになければ次に移りますが、大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、4年後は皆さん説明できるということでよろしいですか。

では、以上で議会基本条例の説明を終了したいと思います。

◎三芳町議会議員政治倫理条例について

○議会運営委員長（菊地浩二君） それでは、続きまして三芳町議会議員政治倫理条例についての説明を小松副議長をお願いします。

○副議長（小松伸介君） では、私のほうから三芳町議会議員政治倫理条例ということでご説明をさせていただきたいというふうに思います。条例のほうを見ながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条として目的ということで、この辺はちょっと読ませていただきたいと思います。「この条例は、議会を構成する三芳町議会議員が、町民全体の代表者として、また、町民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定めることにより、議員が町民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」ということで、まず第1条で目的が規定をされております。

次に、第2条、議員の責務ということで、先ほど議会基本条例でもございました、「議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者」ということで、「その使命の達成に努めなければならない」としております。また、議員は政治倫理に反する事実があるというような疑惑を持たれた際は、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないということで、後ほどこの点につきましては細かく条文が出てきますけれども、そういった疑惑を解明し、責任を明らかにしなければいけないということで、こちらに議員の責務が規定をされております。

次に、第3条、町民の責務ということで、「町民は、主権者として自ら町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない」ということで、主権者たる自覚を持って議員に対して政治倫理を逸脱する行為を求めないよう定めております。

続きまして、第4条、政治倫理基準ということで、こちらは条文に書いてあるとおりなのですが、「議員は、町長その他の執行機関及びその補助職員並びに町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない」ということで、簡単に言うと、その下の1号から4号までのこういったところに対し、口きき行為を禁じるというような内容になっております。

また、2項として、「議員は、その地位を利用して、いかなる金品も授受してはならない」ということです。

3項、「議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない」ということで、ある自治体で職員に対してパワハラをして訴えられるといったケースもございますので、こういったところにも気をつけていただいて、議員の地位を利用して強制したり、圧力をかけたり、そういったところには十分注意をしていただきたいということで規定はなされております。

4項、「議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない」ということで、飲食などを通じた利益供与を禁じているものでございます。

5項として、「議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の役員に就任してはならない」ということで、ここが皆様にかかわる部分もあるのかなというところで、補助や助成を受けている団体さまざまございますけれども、体育協会であるとか農家組合、そういったところもありますけれども、行政区、そういったところもあります。そういったところの助成金をもらっている団体の代表にはつかない、就任してはならないというところで規定がされております。

6項、「議員は、政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない」ということで、寄附等を受けてはならないというような定めになっております。

続きまして、第5条、町工事等に関する遵守事項ということで、「議員、その配偶者又は当該議員の1親等若しくは同居の親族が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結してはならない」ということで、2項の議員が経営に携わる企業の対象となる場合は、「町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結してはならない」ということで規定をされております。1親等ということで規定をされているのですが、これを制定するに当たり、1親等するか2親等にするかというような議論があったようなのですが、なかなかこういった小さな三芳町ということで、そういったところで兄弟まで縛ってしまうのはどうなのかというところで議論があったようでございます。そういったところで1親等に規定をしたということでございます。ただ、1親等に規定をしておりますが、同居している場合はこれが除かれるということでございますので、その辺は押さえていただきたいというふうに思います。

続きまして、6条、就業等の報告義務ということで、「議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない」ということで、議員みずからが就業等の内容を議長に報告するということが、議員が一定の説明責任を果たすことを定めております。

続きまして、第7条なのですが、議員の依頼等に対する記録ということで、これは職員に対する要請制度という形になっております。「議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする」ということで、よく皆様窓口に行かれて、これお願いしますね、道路関係であれば、こういったことをお願いしますね、道

路の修繕をお願いしますねという形で行かれることが多いかというふうに思いますけれども、その際は、その事実内容を職員側で記録するようなことを要請する制度ということで規定をされております。

ここからが、先ほど第2条の議員の責務でもございましたが、疑惑に対する審査の請求ということで規定がされていきます。第8条、審査の請求でございます。「町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、次に掲げるいずれかの者の連署により、議長に対し審査の請求をすることができる」ということで、町民にあっては選挙権を有する者の50人以上、議員にあっては、その定数の5分の1以上ということで、三芳町15人ですので、3人以上の議員によって審査の請求ができるというような規定になっております。

それから、続きまして第9条、政治倫理審査会の設置ということで、「議会に、三芳町政治倫理審査会を置く」ということで、議長がこの審査会を設置することができるようになっております。「審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する」となっております。「審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して意見を述べることができる」というふうに規定をされております。

続きまして、第10条、審査会の組織及び委員等ということで、「審査会は、委員5人以内をもって組織をする」ということで、「委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから議長が委嘱する」となっております。「委員の任期は、審査会が結論を出す日まで」、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」ということで規定がされております。ただ、ここは原則公開というようなところは抜かれておりまして、それは12条で可否を決定するということになっておりますので、後ほどお話しさせていただきます。

続きまして、第11条、審査会の委員長及び副委員長ということで、ここは読んでいただければわかるかなというふうに思います。

続きまして、第12条、審査会の会議ということで、「審査会は、委員長が招集をする」ということになっております。半数以上の出席、過半数で可決同数になった場合は委員長の決するところというのは、これは読んでいただければそのとおりでと思います。第4項です。「審査会は、審査会の会議の公開の可否について決定することができる」ということで、審査会の中で可否を決定するということで、原則公開ではないということです。

続きまして、第13条、審査会の調査ということで、「審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる」ということで、調査権を認めているものでございます。

続きまして、第14条、被請求議員等の義務ということで、「被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない」。2項、被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べるができる」ということで、被請求人の義務を規定しているものでございます。

続きまして、第15条、結果の報告ということで、「議長は、第9条第2項の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を三芳町公式ウェブサイト、議会広報紙等に公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、

当該弁明書と併せて公表するものとする」ということで、被請求議員に関してはこの報告書を受け取ったときから14日以内に限りまして、弁明書を議長に提出することができるというふうに規定がされており、被請求議員への弁明権を認めているものでございます。

続きまして、第16条、議会の措置ということで、「議会は、審査会の報告を尊重するものとする」、「議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする」ということで、そのとおりになっております。

続きまして、第17条、ここからが職務関連犯罪容疑による説明会ということで、17条が逮捕後、18条が起訴後、第19条が有罪判決後ということでそれぞれ規定がされております。17条は逮捕後の対応ということで、逮捕後も引き続きその被請求議員が職にとどまろうとするときは、「議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明するものとする」ということで、起訴の段階では、起訴されるかどうか否か不明のため、この説明会は容疑を受けた本人の申し出による開催のみを認めるということで、逮捕後の規定がされております。

その後、起訴後、第18条になります。起訴後のお話ですが、「引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる」、これは議員からです。「この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明するものとする」ということで、こちらの2項のほうでは町民ということで、「前条又は前項の説明会が開催されないときは、説明会の開催を請求することができる」ということで、町民からも請求ができるということで、右の解説のほうに「一人でも可」ということで書いております。3項、「前項に規定する開催要求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、行わなければならない」ということで、4項、「議長は、第2項に規定する開催請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し釈明をしなければならない」、「町民は、説明会において当該議員に質問することができる」ということで、起訴後の説明会の内容について規定をされております。

その後、有罪判決後の説明会ということで、第19条でございます。議員が前条の罪による有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にまだとどまろうとする場合に準用するものでございます。「ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後20日以内とする」ということで、18条を準用した規定となっております。

第20条なのですけれども、職務関連犯罪による有罪確定後の措置ということで、「議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは」、こういった場合、公職選挙法第11条第1項の規定によって失職する、そういったことを除いて、ここは例えば収監されるといったような場合、こういった、議員としては身分は剥奪をされます。ただ、執行猶予がつけば剥奪ということにはならないというところで、そういったところが上位法にありますけれども、三芳町においては、当該議員は有罪判決を受けた場合は、町民全体の代表者としての品位と、そして名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復する、こういったためにも辞職の手続をとるということで規定をされております。公職選挙法では収監されたときだけ、例えば身分剥奪されるというふうな形になっておりますけれども、そういったことを言うてくる方もいらっしゃるかもしれませんが、三芳町の条例ではやめていただくというふうなことで規定をされております。

次に、第21条、規則への委任ということで、「この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、規則で定める」ということで、報告義務であるとか、就業等の報告書であるとか、政治倫理審査請求書であるとか、そういったところの様式、そういったところは規則で定めているというところでございます。

続きまして、附則ですが、第1条はよろしいかと思えます。

第2条の1項は、これは施行の日から1年ということで、これは対象にならないかなというふうに思いますが、2項の「この条例の施行後新たに議員に就任した者で第4条第5項の団体等の役員に就任しているものは、議員就任の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任していることができる」ということで、議員になってから1年間はそういったところの団体の役人は就任していても大丈夫ですけども、1年をめでに退任をしていただくか、かわっていただくか、そういったところをしていただくということで規定がされているものでございます。3項、前2項の場合において、議員は、速やかに当該団体の名称、代表者の指名、役職名及び任期を議長に報告しなければならない」ということで、報告が義務づけられております。

政治倫理条例に関しては以上となります。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ありがとうございます。

では、委員の方から補足ありましたら。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

議会基本条例のほうで本当は質問があるかなと思っていたのですが、第7条の附属期間の設置というのがあります。これは議会が委員会以外に附属機関をつくれるという規定ですが、これに基づいて政治倫理条例のほうでは、第9条で政治倫理審査会の設置というのを定められています。そういう意味では、議会基本条例で定めたので、ここで政治倫理審査会が設置できるようになっているというのはちょっとご理解いただいております。

以上です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、なければ質問等を受けたいと思いますが。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。済みません。

政治倫理条例の4条の5ですが、これは既に役員になっている人はなっていないのですか。どういう意味なのか。結局上位法で、日本国憲法では25歳以上の方は選挙に出られるということになっておりますけれども、それとまた矛盾しているのかなと。ほかの富士見市なんかの条例を見てもこのような条文は入っておりませんが、なってからやめるというならわかる、それはここに書いてあって、どっちなのかわからないのだけれども、なっている人は出られないという意味なのか、なっている人も出られるという意味でいいのか、どう感じるのでしょうか、この解釈としては。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 副議長。

○副議長（小松伸介君） 先ほど附則のほうでもお話をさせていただきましたけれども、議員就任の日から

1年間は、猶予期間と言うとおかしいですけども、なるので、その1年間の間にかわっていただくか、やめていただくかというのをしてくださいということで……

〔「受けていてもなっていないのか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） 受けていても、なってもいいということです。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 現在、例えば商工会だとか、よくほかの地区なんかで、そういう方は県議会なんかに出ていらっしゃるんですけども、そういう場合も大体1年以内にはやめてくれというような形にどこもなっているという形で、出るはその役職になっていても可能ということではないのでしょうか。一般職だと、公務員の一般職はだめなのではないですけども、臨時職とかそういう場合には特に国としてはやめてくださいということにはなっていないような気がするのですが、どうなのでしょう。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これは、あくまでも何らかの役員に就任している場合はそれ1年間で対応してほしいということで、立候補を制限するような条文にはなっていないですから、立候補に関しては、当然のことながら上位法でも憲法でも保障されているように、公務員は別ですけども、どなたでも立候補できるのですということです。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません。私個人的にというよりも、会派でちょっと今まで町の役をやられた方もいるので、参考までもう一度ちょっと確認でお伺いできればと思うのですが、今の細谷議員のほうからあった第4条の5項なのですけども、これは三芳町の中でもこの活動とか運営とか、団体というのが幾つもあると思うのです。前にも恐らく同じような質問というのが4年前とかにも出てきていると思うのですが、これは実際に三芳町における団体でどのような団体がこれに係るのか。また、ここに記載されているように、「団体等の役員に就任」とありますけれども、この役員というのがどこまでがこの役員に係ってくるのか、もしおわかりになれば教えていただければと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） このところがすごく議論をしたところでありまして、「町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体」って、ではどういうところがあるのかというのを随分洗い出しました。例えば、農家組合だとか、あと商工会もそうですよね。社会福祉協議会、社協もそうです。そういうところを挙げて、そこに例えば社協のほうには議員が理事として入っていたりというのもあったのですけれども、この条例を制定した中で議員はそれに出ないようにになりました。つまり、補助金等をやはり出しているところの……役員というのは、会長、副会長、会計まで三役という形でやっています。というのは、農家組合にしろ、例えば行政区にしろ、例えば順番に回ってくるというような、うちにも役員が回ってきますみたいなこともあるので、その中で役員というか、会員はやっていいでしょうと。しかしながら、三役にはつかないというようにここは規定をしました。それでわかりますでしょうか。

例えば、法律で定める場合は、では議員はどのような法律で定めたものの団体には、審議会なんかもそうですよね、そういうところにも議員は入らなくなりましたので、ではその審議会の中で法律で定めるというの

は何かというと、民生委員の推薦協議会というのですか、あれは、そこだけだったと思います。都市計も抜けました。都市計画審議会なんか昔はみんな議員が出ていたのですけれども、この条文をつくったことで、審議会にも私たちは入らなくなったという形になっています。そこはちょっと、助成を受けているとか、そういうことではないのですけれども、結構シビアにそこら辺も見直しをしました。

以上です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません、もう一点だけ、同じところで。名前を挙げてしまうと、落合議員が議員になられる前になんかいろいろなところの役員を受けていて、今回議員にかけるということで大体役をおりられているのです。私なんか議員になる前に行政区の、例えばですけども、体育部とかの副部長なんかやっても、年間、年に報酬っていただいていたのです。会計までと今おっしゃいましたけれども、会計以外の方でも行政区によっては報酬を1万円とか、少ない金額なのですけども、いただいている方もいるので、そういった場合にはこれに当てはまる。三役だけで、それでも構わないのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） これ、議論をしているときには、あくまでもお金の使い道を決定できるところにいるというのが問題ですよという話をしていましたので、報酬が出るとかというところは、そのころ私たちもよくわかっていなくて、これは条文をつくってます。もしそういうことがあるのであれば、またここは見直し規定もしていかなければいけないのか、助成金の中からそうやって議員が報酬をもらうというところがどうなのかなというのがあります。ただ、行政区は会費を集めているので、その会費の中から報酬が出ていると考えれば、別に一部の役員みたい……三役ではなくて、そこはどうなのかというのは議論はしていかなければいけないかなと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません。同じところでちょっとわからなかったのが、例えば町からPTAの連合のほうには補助金が出ていますよね。各PTAのほうには出ていないと思うのです。その場合、例えば何々小学校のPTAの、ちょっと会長というのは別と。そうすると連Pもかかわってくるので、例えば副会長とか、そういった形だと、それは問題ないのかどうか。当時お話があったかどうかを。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そのころPTAに補助金が出ていましたので、補助金が出ているところには会長等は受けないというふうになっていると思うのですが、今ちょっと変わりましたよね。補助要綱が変わったというか、補助を出さなくなっているの、あとはPTA会費で運営されていますよね。そこは大丈夫だと思います。あくまでも、ただ学校側が議員を会長とするのをよしとするのかどうかはその学校によって考え方は違うのかなというふうに思いますが、そういうところです。

あと、いいですか、続けて。議員の皆さんの中には、行政区で顧問とか相談役となっている方がいらっしゃると思う。以前はそういう形で、例えば藤久保、私4区でしたけれども、顧問という立場を与えられていたのです。いまだに藤久保4区内の議員ではあるのだけれども、相談もされるのだけれども、だけれども役職名は抜いてくださいと、そういうお願いはさせていただきました。区の区長さんたちはどうしても、何か

あったら相談に行きますみたいにはおっしゃいますけれども、文章の中に内藤顧問とか、内藤相談役とかというのは、それは、これは抵触するのでやめていただきたいというような、議員のほうからしっかりとお話をし、除いてもらったということがありました。

以上です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ほかにありますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。済みません。

議会議員の政治倫理条例と町長の政治倫理条例というのがあると思います。なかなかこれがヒットしない、出てこなかったのですけれども、年数が違うふうになっているのですが、何かよく、自分が調べたところだと、ほかの市町村などでは、町長と議員と同じような一緒に出しているところと、別々に制定しているところとあるみたいなのですが、こちらについては特にそういう勉強はしなくていいというか、誰がこちらは決める。この条例自体は誰が決めたのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません。政治倫理条例を策定したのは議会です。議会が議員の政治倫理条例をつくったということで、大変評価もいただいています。新聞にも載ったのではなかったかなと思います。どうしても町長の政治倫理条例と議会議員の政治倫理条例を議会のみならずでつくらないで、執行部がつくったものを踏襲するみたいなのところも結構ある中で、三芳町はちゃんと議員が一項目一項目を、本当に三芳町の議員に合うのかどうか。例えば、先ほどの工事案件にしても第2親等のところを第1親等にしてみたり、そういうところで本当にこれはしっかりと協議しながらつくり上げたものです。だから、細谷議員がおっしゃっているのは、町長のはきっと執行側でつくった分でしょうから、それと同じようになぜしなかったのかなという、そういう疑問かなとは思いますが、私たちは議会議員として、議員みずから政治倫理条例をつくったということで大変自負をしているところです。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。済みません。

自分が思ったのは、私たち議員よりも当然町長のほうが権限があるので、やはりさらに厳しくそういう倫理条例については制定しなければいけないのかなというふうに思っているのは、まずそれが1点だし、だからそれについて自分たちも勝手に勉強してくださいということなのか、こういう機会に一緒にやっていただく、もしそういうふうに議員のほうがつくったのだったら、一緒にやっていただくというのもいいのかなと思ったのでお聞きしました。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 町長はみずから、だから執行側がつくったのでしょけれども、みずからやっぱり戒めて、議会議員は私たちが自分たちで戒めて、それをどこまで基準をつくるかというのも議員がしっかりと調査研究しながらつくったものなので、別に合わせる必要もないと思うのです。もしかしたら、町長のほうが厳しくないのでしたっけ。議会のほうが厳しいのでしたっけ。同じような感じだったかなと思のですけれども、どこか違うところはありますか。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 三芳町はそもそもないからね。あったっけ。

〔「いや、ありますよ、条例に」「あります」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 一応自分が調べて、なかなかヒットしなくて、何とか出てきたのですけれども、普通に検索すると議員のほうしか出てこないの。一応出てきたのですけれども、こちら、町長のほうは23年12月、議員のほうは22年ということになっております。同じではなくて、さらに、やはり当然ながら権限があるので厳しくしたほうが、なっているのか、そこら辺についてはちょっと。若干は見たのですけれども、余り個人的にまだそういうことを言うあれではないのかなとは思いますが、済みません。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

議会の議員の倫理条例のほうは、我々自身が議員ですから、我々の権限なり、起こり得る状態というのはわかっているわけですね。ところが、町長のほうの職務って我々が全部つかんでいるわけではない。例えば、議員のほうでは当然のことながら入札の最低価格を漏らすなんていったら、我々自身が知らないから、そんなことあり得ないので、これは書いていないのですけれども、町長はそういう我々が見えないいろんな情報を持っている。それをどう規制していくかって、ちょっとこっち、議会側では全部の職務を把握していないとできないということで、あれはまず議員のほうをみずから律しようということをつくったというのが経緯で、その後は、町長のほうの職務は全部わかってつくっても、それは構わないので、それは条例として議員でもって発議すればいいだけの話なのですが、ちょっとそっちのほうまでは手が回っていないというのが現状です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと、コンプライアンス条例とかも、別の条例とかもあるし、あとは町長がやっていることを、議会はいい、悪いの判断をするところでもあるので、それはだめだよというのであれば、否決してしまえばいいだけの話ですから。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 当町の政治倫理条例は議会で上程された案なので、それを私たちはしっかり審査はしているのですよね。議案審議をしているということで、ちょっと中身は私も忘れてしまったのですけれども、そのとき感じたのは、議会のほうが厳しいかなとかちょっと思ったりもしたのですけれども、やはり山口議員がおっしゃったように権限が全然違うので、私たちは議会のほうはみずからつくったところは本当に自負することかなというふうにも思っています。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 先ほどの話に戻って申しわけないのですけれども、自分が思っていたのは、結局上位法で、日本国憲法で誰でも出られるということがなっている中で、区長と一緒にやるのはまずちょっと、忙し過ぎて難しいかもしれませんが、何か、そういう体協だとか何だとか、例えば。それをやめないからといって、日本国憲法ではそれを禁止しているわけではないので、例えば、訴える人がいるかどうかかわからないけれども、訴えたときに負けますよね、多分この条例があったとしても。だから、そこら辺の整合性がどうなのかなというのは若干自分としては。上位法はそれを保障されているのに、その中の条件で、それはだめですよというふうにならなくて、三芳町がおかしいでしょうという倫理として出すというのは、もし裁判になって、私はこのまま体協を続けたいのだけれども、そういう形的时候には議会

とか町はわからないけれども、どういう権限を持ってそれをやめさせるとか、そういう罰則だとか、そういうものがあるのかというか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなと。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 罰則はないですね。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません。罰則はないし、審査会にこれ、この案件について、例えば内藤議員が体協の会長をやっているけれども、おかしくないかというので住民の方が50人ぐらいの署名を議会に持ってくると、それは余りないかなと思うのですけれども、例えば議員は3人で審査会を請求できますので、例えば共産党の3人の議員さんが、内藤さん、ちょっとおかしいのではないかといって審査会請求をします。そうしたときに議長は審査会を開いて、そこに有識者等、どなたかを選ぶわけですけれども、そこで議論をしてどうなるかですよね。ここに、条例ではこうあるから、なるべくだったらそれに従うようにとなるのか、それとも、上位法では何でも許されているから、このまま認めていいのではないかというふうになるのかどうか、そこはまた審査会の中でやるべきことかなと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

先ほどから言っているように、立候補を制限するというのはどこにもありません。これをしてしまうと、明らかに上位法の違反になりますから。ところが、上位法に、町から寄附が出ている団体に就任することを許すというのはどこにもないのです。議員の身分は保障するというのはいろんなところにありますけれども、ここで言っているのは、第5条は「団体等の役員に就任してはならない」で、役員に就任していいよという上位法は憲法でもありません。したがって、その場合どうなるかといったら、どなたかが提訴した場合、それは、日本は判例主義なので、あくまでも判例に従って決定されることであって、それが、これがあるから必ずしもこれで勝るといふふうには私は思いませんし、わかりません。だから、本来はこれは、こういう条件をつけているということは、提訴する前にご自身で判断いただいて、あくまでも議員をやめろと言っているのではないのです、これ。団体の役員をやめろと言っていることなので、それに関してはご判断いただきたいという考え方です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと、判例で言うと、倫理条例は幾つか裁判が起こっています。特に多いのが請負の禁止。1親等、2親等というところで裁判では判断が分かれていますので、必ずしもこういった制限をすることで、違法ですよということではないということも理解してほしいなと思います。1親等では厳し過ぎるのでだめだという判例もあるし、その後だと、その地域、自治体には合っているのではないかといいところでひっくり返ったりとかもしていますので、そういった状況を見ながら、三芳町、この条例についても、一回そういう判例が出たときに見直しが必要かなということもあったのですが、様子を見ていくと結局は大丈夫だったりとかいうこともありますので、先ほど言った判例にしても、そういった判例が出てきてからまた検討は必要なのかなと思います。ということでよろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 上位法のことを考えると、いろんなつじつまが合わないこととかというのものもあるのかもしれないのですけれども、あくまでも政治倫理条例、議員がみずからどう戒めていくかというのを自分たちでつくったということなので、三芳町議会、基本条例があり、政治倫理条例がありということで、ぜ

ひと議員の皆さんには、従ってくださいという上から目線ではないのですけれども、こういう条例もつくっているということをご理解いただきたい。

そして、体協の会長であれ、商工会の会長であれ、議会に立候補はできます。そして、通ったときに1年かけて、例えば次の総会までに自分の出处進退を明らかにしながら後輩に会長を譲っていくみたいな、そういう期間というのも設けさせていただいているので、すぐやめろということではないのです。だから、これはぜひとも三芳町の、独自かもしれませんけれども、しっかりと私たちが守っていききたいことかなというふうにも思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 逆の面もあって、例えば僕が藤久保3区の役員だったとします、具体的に言ってしまうと。そうすると、例えば集会所の建てかえ工事があったのは、あいつが役員をやっていたからというふうに周りに思われてしまうというのを避けるためでもあります。そういった関係、いろんな団体があって、議員……

〔「そうですね」「そのとおりなんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） わかりやすいでしょう。そういったこともあって、周りからどう思われるかということもしっかり考えなければいけないというところがスタートになっていますので、戒めるということも含めて、その入っている団体にとっても周りから余計な、変な、痛くもないところを探られることを防ごうという意味も込めてつくっています。わかりやすい例えだったと思いますけれども。

細谷議員、何かありますか。

○議員（細谷光弘君） 自分のところなんかは2年で1周りなので、例えば区はもう終わったのでいいのですけれども、1年で途中でやめたりするというのはちょっと、結構人に迷惑をかけるのかなというのも1点ありますし、例えば自分は農業委員をやっていたのですけれども、農業委員については議員との兼職は認められておりますので、先ほど上位法は何と。上位法で違反としてそれを書いていないわけだから、議員になってからでも本当はやめる必要はないのかなというのが自分の考え。もしそれが抵触するようなことだったら、最初から書いてあって、議員に出られませんよ、一般職の職員は出られませんと、公務員と同じようにそういう表現になっていなければおかしいのかなというふうに個人的には思いますが、先ほどの菊地さんのお話でいけば、集会所も建てかわったので、やはりそういう疑念は抱かれないほうがいいので、そういうのは守ったほうがいいのかなどは思います。済みません。

○議会運営委員長（菊地浩二君） その議員がいて、そこに何か別の新しい予算がついてしまうと、周りから言われてしまいますよということです、関係なくても。関係なくてもです。

〔「関係なくても」「随分強調しますね」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） お互いのバランスということで考えて。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 農家さんの役員が回ってくるというのは、この倫理条例をつくったときに私は部会長をやったのですけれども、その下に、林町長も議員でしたので、いらっしゃいました。農家組合の、今度組合長というのですか、が回ってくるのだけれども、俺どうしようなんてすごく悩んでおられましたけれども、やっぱり補助金が出るものについては、農家といえ、やるべきではないというふうな結論だということで、そこら辺は私も農家のことはよくわからなかったのですが、たまたま今の林町長が議員さんでしたの

で、委員さんもやれていましたので、よくよくそこら辺は検討をさせていただいたところです。それで、次の1年後には、なっていて議員になったのもうしようがないので、1年後には総会があるでしょうと。総会のときに、では交代という形をとればいいですよねというのでこの附則ができたのです。ということでご理解ください。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません、再度。今農家組合の話が出たので。自分は農家組合長だったので、今度終わりましたけれども、今度顧問なのですけれども、顧問もだめだという、先ほどの言い方だと。そうすると、出なくていいのですか。出なくていいというか、どういうことなのかな。

それはちょっとお聞きしたいというのと、また逆に、補助金をもらっているといっても、はっきり言えば、農家組合なんていうものはほとんどJAの配り物だったり、町の配り物だったりをしているだけであって、例えばドロクロだとか、いろんなそういう農薬の補助金なんかもありますけれども、それによって何か農家にお金を誘導できるような立場にはない。ただのボランティアではないけれども、新聞を配るのではないのですけれども、そういう要員と言ったら怒られてしまうけれども、その程度の役ではないのかなと個人的には思うのですけれども、補助金が幾ら、例えば5万円もらっている補助金に対して、そういうところに対してどうなのかとか、どうなのかなと思って。ただ1万円、3万円、5万円の補助金が出ているから、そういう団体はやめてくださいと言われても、いや、それはどうなのでしょうかと個人的には思うのですけれども。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 議員はその団体を代表して議員になっているのではないので、できれば三芳町議会議員としてあらゆるところに目配せをしていかなければならない立場になります。だから、できれば私はやめていただいたほうがいいと思います。私個人的にはそういうふうに思っています。ただ、どうしてもここは見直しが必要だということであれば、また議長に対してこの辺の見直しをお願いしたいというのは、言っただけであれば、きっと議会運営委員会にこの案件が出てくるのかなというふうに思いますので、やはりきょうこうやって勉強しながら、これって少し、ちょっとおかしいのではないのとも思われるようなことがあれば、それはいつでも議長のほうに言っただけで、それをどう判断するかは、議会運営委員会でまた見直しをしていくのかどうかというのもやっていかなければいけないことだと思いますが、これをつくったときは、純然に本当に町のお金が出ているところでは決定権を持つような三役には残らないというか就任しないということを、これは全員で決めたことなのです。それはやっぱり、クリーンでいようという、そういう思いでつくっておりますので、いろんな何か不都合が出てくることであれば、またどしどし言っただけであればと思います。

以上です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ほかによろしいですか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） では、その団体に対しては個別に、どことどことことというふうなふうを書いてある。書いていないけれども。だから、先ほど自分が言ったのは、例えば2万円でも3万円でもお金が出るところならという意味だと、やはり決定権と申しまして、そんなものははっきり言ってそういう団体のほうにはないのではないかな。今までも町のほうで5万円、安協でも何でも5万円、10万円事業仕分けでカ

ットしてきたわけだから、ではそういう方々が、済みませんけれども補助金をもうちょっとふやしてくださいとか言ってふやせるような権限を持っているとも自分としては思えないのですけれども。例えば、だからその団体について、体協はだめとか何だめとか、ある程度書いてあればわかりやすいのかなとは思っているけれども、ただお金を出している団体と言われても、ちょっとわからないなというのが基本、個人的にはそう思うのですけれども。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） この条文どおりで、どんな金額であれ、その団体に町のお金が出ているのであれば、そこでの三役はやめていただきたいという、そういう条文です。それしか言えません。だから、金額がどうのとかというところではなく、補助金が出ているところには就任しないでいこうと。先ほど言ったように、この団体の代表の議員ではないということで、やっぱり全体的な議員であるということも、これでしっかりと活動していくということで会のほうにはご理解をいただくしかないかなと思います。

以上です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） よろしいですか。

ほかには。なしでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、ほかに、全体的に今聞いていた中で疑問とかあれば。特にないのですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、以上で議会運営委員会での研修会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前11時06分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午前11時07分）

○議長（井田和宏君） 協議事項につきましては、今議会基本条例と議会議員政治倫理条例について説明をしていただきました。説明をしていただいた菊地委員長、そして久保議員、小松副議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項のほうは以上とさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、報告事項に移ります。

まず、議会広報広聴常任委員会から報告をお願いしたいと思います。

鈴木議員。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

報告といえますか、皆さんにおわびと申しますか、先日の定例会最終日、6月18日の後に皆さん議員全員での写真撮影させていただいて、その後ちょっと委員会のほうでの意思統一とか皆さんへの連絡ができないまま、個人の写真も撮りたいとかという形があったのですけれども、そういった点で本当皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。今後もうちょっと広報、議会だよりとかのやり方において、皆様にいろいろ写真等のご協力をいただくことがあるかもしれないのですけれども、その際は委員会内でしっかりと意思統一して、皆さんに説明してから行うようにいたしますので、今回の件ご了承ください。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今議会広報広聴常任委員会、鈴木委員長から報告がありましたけれども、質問等があればお受けいたしますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、議会広報広聴常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会から報告事項をお願いいたします。

菊地議員。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

では、皆さんのお手元に平成30年度決算資料の請求についてというのがあると思います。6月定例会終わったばかりですが、もう続いて9月定例会へ向けて動き出したいと思います。

毎年決算、予算もそうですけれども、資料請求を行っています。その資料請求ですけれども、これまで、今までは年度を変えて、前の年に資料請求したものをを出してきたケースも多いかと思いますが、そういったことは一回ゼロにさせていただいて、本当に必要な書類、資料の請求をしていただきたいというふうに思います。あくまでも平成30年度の決算審査に必要な資料ということで、令和元年7月17日水曜日正午までに議会事務局に提出をしていただきたいと思います。たくさんあれば、データでもいただけると助かります。皆さん、ここには書いていなさそうですけれども、会派でまとめてください。会派でまとめていただいて提出をしていただいて、皆さんから上がったものを議会運営委員会正副委員長で吟味して、議長のほうに提出をしたいというふうに思います。この件は以上です。

もう一件あるのですけれども、続けて。もう一件、では平成30年度分の政務活動費について、皆さんから出していただいたものが、修正したものが調ったようですけれども、まだ正副で最終確認ができていません。大変申しわけないのですけれども、ちょっとおくらせていますが、やることがいっぱいありますので、済みません。こちら、正副で確認した後、政務活動費、今までどおりネットのほうで公表していきたいと思います。6月じゅうは難しいのか。ちょっと資料も結構ありますので、7月中には公表して、皆さんにごらんいただけるような体制をつくっていきたく思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今議会運営委員会のほうから2点について報告がありました。質問があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

それでは、議会運営委員会からの報告は以上とさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） ほかに皆様から報告事項、その他ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 私のほうから1点。

次回なのですけれども、次回の全員協議会は7月16日火曜日9時半から開催をさせていただきます。

内容につきましては、未定の部分はあるのですけれども、1点確定していることは、政策検討会議のこれまでの取り組みの説明をさせていただきたいと思っておりますので、それ以外はまた改めて連絡をさせていただきます。

それでは、その他も含めて皆さんからないようですので、以上とさせていただきます、事務局のほうにお返しをいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、小松副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 本日は全員協議会ということで、皆様大変お疲れさまでございました。

6月定例会も終わりました、これから議会広報広聴常任委員会は大分忙しくなるかなというところで、次号の議会だよりの編集等が忙しい時期になってくるかなというふうに思います。

本当に夏も近づいてまいりまして、また梅雨時期ということもありますけれども、本当に気温の差も激しいですし、いきなり豪雨が降ってくる、そんな時期でもございますので、皆様全員、皆様ぜひ体調に留意していただきまして、議員活動に励んでいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午前11時13分）